

前橋南ソフトボールクラブ活動規約

4 版

1. 【目的】

当クラブは、スポーツを楽しむこと、スポーツを通じて子どもの社会性を育むこと、学校生活以外での子どもの活動場所を提供することを目的とします。

2. 【活動指針】

- ① ソフトボールを楽しむこと。
- ② 仲間と一緒にスポーツをする楽しさを知ること。
- ③ 仲間と競い合い、教え合い、話し合い、助け合い、支え合うこと。
- ④ 試合に勝利することだけを目的とはしないこと。ただし全員が全力で試合に臨むこと。
- ⑤ 自ら考えて行動することができる人になること。
- ⑥ 他の人の意見や考えも尊重すること。

3. 【名 称】

当クラブは「前橋南ソフトボールクラブ」と称します。

4. 【クラブ員】

当クラブは、ソフトボール競技を希望する中学校 1 年生から中学校 3 年生までの生徒（中学生クラブ員）及びその保護者（保護者クラブ員）と指導にあたる成人等で構成します。

（2）当クラブへの入会は、入会者本人とその保護者の署名による入会届の提出をもって入会したものとします。

（3）クラブを期途中で退く場合は、速やかに本人及び保護者の署名による退会届を提出するものとします。お支払いいただいている会費や保険料についてのご返金はできかねますので、ご了承ください。

（4）中学 3 年生は、最後の公式大会以降の練習は自由参加となります。活動に参加する月のみ会費をお支払いいただきます。

（5）中学 3 年生とその保護者は、その 3 月末をもって自動的に退会とします。

5. 【役 員】

当クラブには、保護者クラブ員と指導にあたる成人等の中から次の役員を選任します。

- 代表者（1 名） ……クラブを代表する責任者
- 指導者（監督・コーチ） ……技術指導や練習計画の作成など、活動の全体指導・取りまとめを行う
- 監事・連絡責任者 ……クラブを監督する 活動場所や大会などの連絡調整
- 会計 ……クラブ活動に必要な会費の徴収や使用料の支払等会計

役員任期は 1 年とし、再任は妨げません。

6. 【保護者コーチ】

保護者クラブ員の中から保護者コーチを随時募集します。

□保護者コーチ・・・クラブ活動時の練習補助、指導者不在時の全体指導・取りまとめを行う

(2) 保護者コーチは役員には区分されません。登録にあたっては総会の承認を必要とせず、代表者または監督の承認により決定されます。

(3) 保護者コーチの任期は特段の理由がない限り、その子供である中学生クラブ員の退会時までとします。

7. 【総会】

総会はクラブ員全員の参加を原則とします。ただし、総会は保護者クラブ員全体の3分の2の出席により成立するものとします。総会への出席ができない保護者クラブ員は、委任の意思表示や委任状の提出により、代表者による意思決定を支持することができるものとします。

(2) 毎年3月に総会を行います。

(3) 総会では以下の内容について報告・承認・決定します。

- ・活動報告
- ・役員を選任・承認
- ・クラブキャプテンの選任・承認
- ・会計報告
- ・その他審議事項

(4) 各議事については、総会に出席する保護者クラブ員（委任者を含む）の過半数の賛成をもって承認されるものとします。

8. 【活動場所】

当クラブの活動拠点は「前橋市立第一中学校グラウンドまたは南町公園グラウンド」を基本とします。ただし、同グラウンドの使用ができない場合は、他場所での活動もあるものとします。

9. 【活動日時】

当クラブの活動は基本的に土曜日または日曜日の8時00分から11時00分までの3時間とします。ただし、季節・気温・天候などの条件により、活動時間が前後することがあるものとします。

(2) 警報発令時は原則行わないものとします。

10. 【会費】

当クラブの会費は、中学生クラブ員1人につき月500円とし、奇数月の月初めの活動日に2か月分（1,000円）徴収いたします。

(2) 備品等の購入について必要な時は別途徴収することもあります。

11. 【傷害保険】

当クラブの活動に携わる中学生クラブ員全員が、スポーツ保険に加入することとし、個別での加入は認め

られません。また、指導目的で保護者クラブ員が練習に参加する場合についても指定のスポーツ保険に加入することとします。

(2) 保険料は入会時に支払うものとし、以降1年ごとに更新をするものとします。年度途中での入会でも1年分の保険料の支払いとなります。

※年度途中の入会の場合は保険料の他に振込手数料(200円)をご負担いただきます。

(3) 保険期間は毎年4月1日から翌年3月31日となります。

12.【研修】

クラブの代表者・監督・コーチ及び保護者クラブ員は、年間最低1回は自治体や協会、スポーツ少年団等が主催する指導者研修や自分たちで企画した研修会を受講し、暴力、暴言やハラスメントの防止、事故防止、救命救急等に対する知識・理解を高めるものとします。

13.【その他】

本規約に記載されていないことについては、クラブ代表者が総会に諮って決定するものとします。

【附則】本規約は、2025年1月25日より施行する。

【改定履歴】

- ・2025年3月29日
- ・2026年1月7日
- ・2026年3月8日